

## 今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、外国人介護人材の円滑な就労及び定着を支援し、もって介護サービスの充実を図るため、外国人介護人材を受け入れる今治市内の介護施設及び事業所に対し、予算の範囲内で今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象施設等)

第2条 補助金の交付の対象となる施設等は、愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた介護施設又は事業所のうち、今治市に所在するものとする。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、外国人介護職員の生活支援、外国人介護職員とのコミュニケーション促進又は介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援に必要な取組に係る事業であって、県補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する補助事業に要する経費であって、県補助金の対象経費として認められたものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と300,000円のうち少ない方の額から県補助金の額を差し引いた額とする。

2 補助金の交付は、1施設等につき1回を限度とし、予算の範囲内で行う。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業が完了した後、当該完了日の属する年度の3月31日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- (2) 県補助金交付決定通知書の写し
- (3) 今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、各申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 前項ただし書により申請をした申請者は、第1項の申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不適當であると認めるときは、その旨を今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（指導監督）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況に関し、報告を求め、書類を提出させ、又は実地調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 県補助金の交付決定の取り消し、又は変更があったとき。
- (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 不正の行為があったとき。
- (5) その他市長が不適當と認める事由があるとき。

（関係書類の保管）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を、補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者（法人名）

法人住所

代表者氏名

印

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付申請書兼請求書

標記補助金の交付について、今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定となったときは、別紙のとおり請求します。

記

1 本申請に係る補助金額

円（下記①～⑤の補助金額の合計）

2 事業所別補助対象経費及び補助金額

事業所名	介護サービスの種類	所在地	補助対象経費（円） (上限 300,000 円)	補助金額（円） (補助対象経費から県補助金の額を差し引いた額)
①				
②				
③				
④				
⑤				

3 添付書類

- 愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付決定通知書の写し
- 今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書
- その他市長が必要と認める書類

別紙

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金は、下記の口座に振り込んでください。

請求金額（申請額） 金 円

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 支所
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者（法人名）

法人住所

代表者氏名

印

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業実績報告書

標記事業の実績について、今治市外国人介護人材受入施設等環境性事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容等

2 その他参考となる資料

- 補助対象経費に係る納品書、請求書、実績が分かる写真等の根拠書類（写し可）
- 外国人介護人材の受入状況（予定を含む。）を確認できる書類（写し可）  
(雇用契約書や給与明細等)

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者（法人名）

法人住所

代表者氏名

印

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金に係る  
仕入れに係る消費税相当額報告書

標記補助金について、今治市外国人介護人材受入施設等環境性事業費補助金交付要綱第5条  
第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3-2）

金 円

（注）別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

別紙

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金に係る

仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業所名	仕入れに係る消費税と 当該金額に地方消費税率 率を乗じて得た金額と の合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等 相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第5条第2項ただし書き及び第5条第3項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業所ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

別記様式第4号（第6条関係）

今治市指令記号 第 号  
年 月 日

様

今治市長

今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金について、次の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

【 交付しない理由 】

